

太陽と緑豊かな住みたくなる町

広報

# よしとみ

## YOSHI TOMI

# 5

2008.5.1  
May  
No.673

発行 / 吉富町役場  
〒 871-8585 築上郡吉富町大字広津 226番地 1  
TEL 0979)24-1122 FAX 0979)24-3219



吉富町の歴史と文化財

## 木造薬師如来坐像

(国指定重要文化財)

金華山鈴熊寺の本尊で、寺伝によると奈良時代に豊前の国で悪疫が流行した際、聖武天皇の勅命によって僧行基が、悪疫退散、疾病平癒のために薬師如来像を刻んだと伝承しています。

その後、キリシタン大名の大友宗麟の兵火によって寺堂は焼け、本尊は行方不明になっていましたが、江戸時代の初め、別府村の田の中から発見され、寛永九(一六三二)年、中津城主小笠原長次が本堂を再建し、本尊を帰座したといわれています。

昭和二十五年に国指定重要文化財に指定されています。



金華山鈴熊寺

### 町の動き

平成 20年 4月 1日 現在

町の人口	7,296人	前月比 + 23)
男	3,460人	前月比 + 16)
女	3,836人	前月比 + 7)
世帯数	2,84戸	前月比 + 11)

### 主な内容

第 4次吉富町行政改革実施計画進捗状況について... 2~ 9	
ごみ出しのルールを絶対守りましょう..... 14	
吉富町職員の給与・定員管理の状況を公表します..... 18~ 26	



# 第4次吉富町行政改革実施計画進捗状況について

町行政の事務・事業、組織・機構などを見直す具体的な取り組み内容を定めた第4次吉富町行政改革実施計画(平成19年度から2年度までの3箇年計画)の平成19年度における進捗状況を公表します。

進捗状況については、平成20年3月21日町ホームページで公表した時点での内容と同様です。

## 第4次吉富町行政改革実施計画進捗状況

### 一般行政関係

#### 1 事務事業の見直し関係 事務事業の整理合理化【事務・事業の再編・整理・廃止・統合】

【 】内分類は集中改革プランの分類(備考) : 検討 : 実施 : 継続

目標及び基本的考え方 17~2年度の5年間における目標					進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新規区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
枠配分型予算編成の導入	積み上げ型予算には財源の限界があり、予算の配分を行うことにより適正規模の執行を行うことを目的とする。	1	新規	平成20年度当初予算から試行予定予算規模の適正化を目指す	企画財政課	-	-	検討		
町税の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	2	継続	一般税口座振替の推進	税務課	38% (33.3%)	40% (35.2%)	40%	40%	40%
				国保税口座振替の推進	健康福祉課	59% (48.9%)	60% (50.2%)	55%	58%	60%
		3	継続	国保税口座振替の推進	税務課	48.9%	50.2%	52.2%		
住宅料・保育料の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	4	継続	住宅料の口座振替の推進	健康福祉課	57% (52.1%)	60% (56.2%)	57%	58%	60%
				5	継続	保育料(町外保育所入所者分のみ)口座振替の推進	健康福祉課	29% (20.5%)	30% (27.7%)	58% (32.2%)
納期前納付に対する報奨金の削減	制度の初期の目的である税収の早期確保と納税意識の向上という目的は達成されたと思われるので、事業の削減を図る。	6	新規	平成18年度に縮減した納期前納付に対する報奨金を廃止する。 現行100分の0.5を廃止する	税務課	-	-	周知期間		
敬老記念品対象者の見直し	高齢者の増加が見込まれる中、事業の一部縮小を図る。	7	集中改革プランからの継続	羽毛布団の贈呈対象年齢を現行の89歳以上全員から88歳に限定	健康福祉課			実施	実施	実施
				8	集中改革プランからの継続	座布団の配布対象年齢を現行の70歳以上全員から70歳から74歳までに限定	教務課	周知	周知	実施
ジャンボタニシ駆除賞金の廃止	現在、黒川等のジャンボタニシ駆除については、作業員を雇用する形で行っているが、今後は受益者である農業者の自主的な駆除を促進する。	9	集中改革プランからの継続	ジャンボタニシは農業者において自主的な駆除を行う	産業経済課	周知期間	周知	実施	実施	
講演会事業等の見直し	他課との連携により開催回数を減らし、内容の充実を図るとともに、総体的には予算総額を圧縮する。	10	集中改革プランからの継続	講演会等を実施する担当課の連携を図り、全庁的に事業内容、実施回数を検討する。	教務課			実施	実施	実施
国際交流事業の廃止	町民が国際感覚を身につけるための事業として平成9年度からはじめてものであるが、近年はこの事業に対する町民の関心も薄れているので、現交役員との契約終了をもって廃止する。	11	集中改革プランからの継続	国際交流員の設置を廃止する。	教務課	検討	完了	検討	完了	
小学校と中学校・幼稚園と保育園の連携強化	・1町1校の特性を最大限に生かし、小、中学校の連携を密にし更なる教育の充実を推進する。 ・公立・私立保育園と幼稚園の連携を密にし、保育園と幼稚園児また、その保護者間の交流を行う。 ・地域住民の協力と理解を求め、地域に密着した学校運営に努める。	12	継続	教師・職員間交流や児童間及び児童生徒間交流を行い体験入学・入園及び学校・園訪問を計画的に実施する。また、地域の教育力を活用した教育活動を積極的に推進するため、町広報に学校紹介等を年2回以上掲載し、理解・協力を得る。	教務課 健康福祉課			実施	実施	実施

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標											進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21						
就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供	少子化の現状を踏まえ子育て支援策として、町立幼稚園・保育園の総合的な運営を推進する。	13	新規	教育・保育の総合的な提供を行うため、町立幼稚園・保育園の今後のあり方について、認定子ども園制度を含めた研究・検討を行う	教務課 健康福祉課	-	-				目標に沿って、関係課及び両園と検討を行い、平成20年4月から吉富保育園内に幼稚園を移転し、施設の共用と保育ならびに教育の連携を図ることとした。					
スポーツ振興のための環境づくり	地域の誰もが年齢的、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて自由に参加できるスポーツクラブの設置を目指し、その環境づくりを推進する。	14	継続	・ 総合的地域スポーツクラブ育成 ・ 小・中学校のスポーツクラブの連携 ・ 子どもたちの体力向上の促進 ・ 生涯スポーツの推進	教務課						総合型地域スポーツクラブ育成指定クラブ委託事業の受託子どもたちの体力及び競技力向上の促進として、「吉富アスリート倶楽部」よしとみ運動能力アップ親子塾」を開催 一般住民の体力向上、健康増進を目的として、「吉富元気アップ倶楽部」を開催 子供たちや保護者、一般住民の「体力向上」と「スポーツ振興」の意識啓発を図った。					
水洗化率の向上	公共下水道整備の推進に伴い、地元説明会の開催や広報・お知らせ等で水洗化率の向上を図る。	15	継続	水洗化率の目標は、各年供用開始後3年間で70%とする。	上下水道課						平成18年度分供用開始 13戸 3年目で49.2% (6戸) # 4年目で52.9% (6戸) 平成17年度分供用開始 12戸 2年目で28.5% (3戸) # 3年目で33.3% (4戸) 平成18年度分供用開始 16戸 1年目で29.1% (4戸) # 2年目で42.4% (7戸) 平成19年度分供用開始 13戸 1年目で33.1% (4戸) 今後も供用開始に伴う地元説明会の開催や広報等で水洗化を呼びかける。					
扶助費の見直し	介護保険の利用割合80%以上を支給対象から外す	16	集中改革プランからの継続	在宅寝たきり老人等介護手当の見直し(介護保険の利用割合の高い人を支給対象から外す)	健康福祉課	周知期間					平成18年度から実施。 平成18年度 240,000円削減 平成19年度 260,000円削減見込					
	課税世帯2/3 1/2 非課税世帯3/4 生保世帯は据置き	17	集中改革プランからの継続	あんしん住宅リフォーム事業の助成額の見直し	健康福祉課	周知期間					平成18年度から実施。 平成18年度 110,000円削減 平成19年度 43,000円削減見込					
	デイサービス利用者から利用料の外に食事負担金(300円)を自己負担してもらうことにより、委託料を削減する。	18	集中改革プランからの継続	生きがいデイサービス事業の委託料の削減	健康福祉課							平成17年度から実施。 平成17年度延べ 18人(79回) 平成18年度 17人(68回) 平成19年度 18人(82回)				
物件費の削減	行政コストの削減を図るため、光熱費や事務用品など「物」に係る物件費についても公用車の一円管理、消耗品の単価入札等を実施することによりコスト削減を図る。	19	集中改革プランからの継続	物件費を当初予算ベースで対平成16年度予算で12,000円削減	全課						平成16年度対比で 平成17年度実績 8,429,000円削減(基幹系電算システム電算移行費が発生したため) (1購置会費、2委託料、2町長交際費は除く。) 平成18年度実績 13,412,000円削減 (1購置会費、2委託料、2町長交際費は除く。)					
		20	集中改革プランからの継続	公用車の課所有から全庁管理による台数削減	総務課	検討						今年度、町長公用車及び老朽化した軽乗用車の計2台を廃車した。				
		21	集中改革プランからの継続	全ての委託契約を見直すことにより、委託料の削減	全課							平成16年度対比で 平成17年度実績 9,652,000円増加 (基幹系電算システムデータ移行のため) 平成18年度実績 3,489,000円削減 今後も、施設管理に係る委託契約への一部入札の実施等により委託料の削減に努める。				
		22	集中改革プランからの継続	町長交際費の削減	総務課							平成16年度決算 1,195円 対比で 平成17年度実績 79,000円削減 平成18年度実績 193,000円削減 なお、予算額については、平成18年度から500,000円減額し、平成20年度から更に500,000円減額し、1,000,000円とする予定である。				
		23	集中改革プランからの継続	事務消耗品の単価入札を実施することにより事務消耗品費の削減	企画財政課							ファイルなど比較的大量に購入される事務消耗品について、単価入札を実施している。各課において、その契約単価で購入している。				

1 事務事業の見直し関係 規制緩和の推進【 事務・事業の再編・整理・廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標											進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21					
押印廃止の推進	申請書の押印は、可能な限り廃止する。	24	継続	引き続き申請書の押印は、可能な限り廃止する。	全課						新たに創設される申請書等は、可能な限り押印不要としている。 18年度創設した申請書はない。 19年度創設した申請書の押印不要 ・吉富町介護予防実施要綱に基づく申請				

1 事務事業の見直し関係 補助金の整理合理化【 事務・事業の再編・整理・廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標											進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21					
各種補助金・助成金の見直し	補助金等については、事業効果、実績等を検討し整理統合する。また、創設される補助金についてはサンセット方式の導入を検討する。	25	継続	補助金実績報告書の提出の義務化	全課						補助金等については、吉富町補助金交付規則に基づき、補助事業者等から交付申請書、実績報告書の提出を受けている。この実績報告書を本年度新たに作成した負担金補助金評価シートにより、必要性、効果等を精査し、補助金等の適正化を図っている。				
		26	継続	サンセット方式の導入の推進	全課						創設される補助金については、サンセット方式の導入に努めている。本年度、創設した補助金はない。				
		27	集中改革プランからの継続	新たに「補助金交付基準」を制定し、全補助金を見直す	企画財政課	システム 確立	検討					平成18年9月に「吉富町補助金交付基準」を策定した。更に本年度は負担金補助金評価シートを新たに作成し、全ての負担金補助金等について、補助金交付基準に基づき、その必要性、効果等を検証した。今後も毎年評価シートにより、検証を行い、補助金等の適正化を図る。			

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標					進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
		28	継続	行政各種審議会、委員会が毎年1回実施している研修会に対する助成の廃止	全課						平成18年度から廃止している。
		29	継続	吉富町明るい選挙推進協議会への町補助金を現行の6万円から4万2千円に減額	総務課	検討	実施	実施	実施		平成17年度から補助金を42,000円に削減している。
		30	継続	吉富町土地開発公社補助金の廃止	企画 財政課	実施	実施	実施			平成17年度から補助金を全額カットしている。
		31	継続	身障福祉会助成金の減額	健康 福祉課	検討	実施	実施			平成18年度から300,000円の助成金を250,000円に削減した。
		32	継続	吉富町民生委員児童委員協議会の助成金を6万5千円を6万円に減額	健康 福祉課	実施	実施	実施			平成17年度から助成金を600,000円に減額している。平成19年度からは、さらに500,000円に減額。
		33	継続	町転作助成金の廃止	産業 経済課	実施	実施	完了			平成17年度廃止し、16年度対比800,000円の削減を図った。
		34	継続	土地改良区への助成金を1,900千円から1,500千円に減額	産業 経済課	検討	実施	実施			平成18年度から1,500,000円に減額している。
		35	継続	吉富町体育協会助成金の減額	教務課	実施	実施	実施			事業内容を見直し、平成17年度から2,800,000円(16年度2,900,000円)に減額している。さらに、平成20年度から2,000,000円に減額予定である。
		36	継続	吉富町青少年育成町民会議助成金の減額	教務課	実施	実施	実施			事業内容を見直し、平成17年度から450,000円(16年度500,000円)、平成18年度から350,000円に減額している。
		37	継続	吉富町子ども会育成連絡協議会助成金の減額	教務課	検討	実施	実施			事業内容を見直し、平成18年度から760,000円(平成17年度予算額860,000円)に減額し、平成19年度更なる見直しを行い、平成20年度から560,000円に減額予定である。
		38	継続	敬老会送迎助成金の減額 対象者 全員 送迎実績	教務課	周知	実施	実施			平成18年度から実施しているが、平成18年度は敬老会が台風のため中止となり支出はなかった。平成19年度は19名分として19,800円支払った。(平成17年度予算額132,000円) 平成20年度からは助成金を廃止する予定である。
		39	継続	京築地域視聴覚教育協議会助成金の削減	教務課	検討	実施	実施			平成17年12月3日協議会を廃止し、平成18年度から福岡県視聴覚協会に加入し、助成金の額が181,000円から18,000円に減少した。
		40	新規	資源物集団回収奨励金の減額	住民課	-	-	検討			平成19年度中に要綱改正を行い、平成20年度以降の奨励金について減額することとしている。この改正により、平成20年度は、平成19年度対比248,000円の減額予定である。
		41	新規	人権・同和教育推進協議会負担金の減額	教務課	-	-	実施			平成19年7月から人権教育推進協議会と改名し、負担金を1,380,000円から217,000円に減額した。
		42	新規	・京築教育委員研修会負担金の減額 ・築上郡社会教育振興会負担金の減額 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金の減額 ・築上郡PTA協議会負担金の減額	教務課	-	-	実施			・京築教育委員研修会負担金は、平成19年度から廃止。 ・築上郡社会教育振興会負担金883,599円を827,812円に減額。 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金99,333円を81,000円に減額。 ・築上郡PTA協議会負担金は廃止。

2 組織・機構関係 時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直し【 その他 】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標					進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
総合調整会議の開催	各課横断的な事業については、各課からの依頼に応じて随時開催する。	43	継続	行政運営の総合性、機動性を発揮する。	企画 財政課 関係課						平成19年度開催回数(1回) 2月末現在 ・土地利用計画に関する協議(1回) ・JR吉富駅前開発に関する協議(3回) ・魅力ある吉富町の創造に関する協議(1回) ・未利用町有地の活用に関する協議(1回) ・職員からの町活性化のためのアイデア募集の調整について(1回) ・GISの活用に関する協議(2回) ・吉富町の特産品に関する協議(1回) ・事務分室に関する協議(1回) ・一般競争入札の導入に関する協議(2回)
土地利用計画の検討	都市計画、農業振興地域整備計画の見直しに向けた総合的な土地利用計画を策定する。	44	継続	平成22年度を目標に都市計画、農業振興地域整備計画を見直す。	企画財政課 産業経済課 建設課 関係課	検討	検討	事業着手			都市計画の見直しにむけ、都市計画マスタープラン策定業務に着手し、今年度 3回の都市計画審議会、4回のまちづくり協議会を開催した。また、農業振興地域整備計画については、現在、ほ場整備事業を推進している。事業終了後に農業振興地域整備計画の変更に着手したい。
各種審議会への女性委員の登用	男女共同参画社会の形成に向けて審議会への女性委員の積極的登用を引き続き行う。	45	継続	執行機関も含めた各種審議会への女性委員の登用を積極的に行う。	総務課	1% (3人)	12% (40人)	12% (42人)	13% (45人)	14% (49人)	今年度は、財政検討委員会に2名の女性を登用したのをはじめ、改選時期を迎えた審議会委員に女性を積極的に登用するよう取り組んだ。今後も引き続き、女性委員の登用を全庁で意欲的に行う。 平成20年2月現在女性委員登用率 全体 14.9%(49人/328人) 内訳 執行機関 9.4%(3人/32人) 附属機関 15.5%(46人/296人)
機構改革	地方分権型社会の本格的到来により、より効率的・機能的な組織づくりを行う。	46	新規	課の統廃合を含めた機構改革を行う。	総務課	-	-		検討		機構改革について検討を行い、産業経済課と建設課を平成20年4月1日に統合することとし、平成20年3月町議会に吉富町課制条例の改正を上程し、可決され、3月1日条例公布した。 また同様に、平成20年4月1日から総合的な教育・保育の提供及び効率的な行政運営を行うため吉富幼稚園と吉富保育園の一体化を実施することとした。

3 定員及び給与関係 定員管理の適正化【 定員管理の適正化】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
定員適正化計画の推進	多様化する住民ニーズに応じて増大する業務を的確に果たすため、安易に職員増を行うことなく、スクラップアンドビルドを基本とし、機構改革及び配置転換等により効率的な業務執行体制の確立を図る。	47	継続	定員適正化計画を推進し、平成2年度までに職員定数を現行の81名から79名に減らす。	総務課	81	81	81	81	79
						76	78	72		
定員管理の状況、数値目標の公表	定員適正化計画の目標数値や定員管理の状況を公表する。	48	継続	定員管理の状況、数値目標を年1回「広報よしみ」及び町ホームページで公表する。	総務課					
						実施	実施	実施		

3 定員及び給与関係 給与の適正化【 手当の総点検をはじめとする給与の適正化】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
職員の給与状況の公表	職員の給与については、住民の関心が非常に高まっている。職員の給与の適切な運用及び公表を行う等住民の納得と支持が得られるよう努める。	49	継続	職員給与の状況を年1回「広報よしみ」及び町ホームページで公表する。	総務課					
						実施	実施	実施		

4 職員の育成・確保 人材育成の推進【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
職員研修の計画的実施	職員の意識改革、自己啓発及びスキルアップを図るため、全職員を計画的に研修に派遣する。	50	継続	福岡県職員研修所の研修への計画的(3年間で全職員)派遣。	総務課	20%	40%	37%	34%	29%
						職員数	職員数	職員数	職員数	職員数
自己啓発サイトの活用	自分自身を知り、自己啓発の必要性を把握するため、引き続き自己啓発チェックシートの活用を推進する。	51	継続	職員の自己啓発を推進する。	総務課					
						30%	44%	29%	23人	

4 職員の育成・確保 多様な人材の確保【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
多様な人材の確保	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	52	継続	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	総務課	欠員が生じた場合に必要に応じて採用する。				
						実施	未実施	未実施		

5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
応接マニュアルの配布	住民への適切な対応を徹底する。	53	継続	既存の応接マニュアルを必要に応じて改訂、配付し、住民への適切な対応に努める。	総務課					
						実施	実施	実施		
総合的サービス提供体制の推進	住民サービスの向上及び住民の立場に立ったサービスの推進を図る。	54	継続	窓口業務については、関係課連絡のもと、職員が他課の窓口に出向き対応するなど、住民の立場に立ったサービスを引き続き推進する。	総務課					
						実施	実施	実施		

5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 インターネットの活用【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
ホームページの内容の充実	インターネットを積極的に活用し、行政サービスの向上及び常に新鮮な情報の提供に努める。	55	継続	ホームページの内容の充実	企画 財政課					
						実施	実施	実施		
		56	新規	例規システムの町ホームページへの掲載	総務課	-	-			
						-	-	実施 (完了)		
		57	新規	町のホームページに図書室の蔵書検索サイトをリンクし、毎月1回、蔵書情報を更新し利用者に提供する。	教務課	-	-			
						-	-	検討		

5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 情報システムやネットワークの活用【 その他】

目標及び基本的考え方 17~2年度の5年間における目標						進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	情報セキュリティの確保に十分留意しながら、電子自治体の確立を図り、行政サービスの向上に努める。	58	新規	電子システム開発及びネットワーク共同利用の促進	企画 財政課	-	-				福岡県北東部地域の13市町で構成される北九州地区電子自治体推進協議会（KRIPP）に加入しており、構成団体を連携し情報化による行政サービスの向上と効率的なシステムの確立を目指した電子自治体の推進を図っている。 現在、この協議会で勉強会を開催し、電子申請システム等の開発及び共同利用の導入について検討している。
文書管理システム・電子決裁の導入	現在、紙による管理で散在している文書情報を統一し、電子データとして保存、管理を行う。また、決裁においても庁内LANを活用し、電子決裁システムを導入する。	59	継続	文書管理システムの導入及び電子決裁の導入	総務課						国・県における文書交換体制は今年度も進捗しなかったため、電子文書の送受信には至らなかった。公文書はほぼ紙にて送付されているため、文書管理・電子決裁システムの導入費用等を考慮すると、費用対効果を得るのは現時点では困難であると考えられるが、将来的に電子文書の受取が本格的に開始されてからは、紙資源の節約・事務の軽減・公文書管理の徹底という観点から充分効果的であると考えられるため、引き続き国・県の動向を注視しながら検討を進めたい。
総合データバンク事業の推進	情報セキュリティに十分配慮しつつ、総合的な行政サービスの向上を展開する。	60	継続	総合データバンク事業の推進により、保健・福祉・医療の連携を強化し、総合的なサービスを展開する。	健康 福祉課						システム管理している健診データにより、今年度は過去3年間未受診者に対しての郵便訪問と、健診事後の要指導者に対して訪問指導（対象：350人）を実施し、肝臓機能の要注意者に対しての肝臓エコー検査を実施した。 また、健康教育として「スリムアップ教室」「糖尿病予防講演会」「健康増進教室」等を実施した。

6 公正の確保と透明性の向上関係 行政手続の適正化【 その他】

目標及び基本的考え方 17~2年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21		
行政手続条例の適正な運用の推進	行政手続条例の規定により定められた標準処理期間、審査基準等を遵守し、迅速・公平・透明な行政運営に努める。	61	継続	行政手続条例の適正な運用の推進を行い、新たにつくられる申請・処分には、遅滞なく基準等を設定し、公表する。	全課						創設される申請・処分については、基準等を設定・公表に努めている。 平成19年度新たに設定した基準 ・吉富町介護予防事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町障害児保育事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町幼児健康支援一時預かり事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町ボイ捨て等防止条例に基づく基準	
情報公開の推進	個人情報保護条例を遵守し個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報公開の推進を行い、開かれた町づくり・透明な行政の推進を図る。また、電子データによる文書交換、電子決裁システム、文書管理システムの導入に伴い、情報公開制度の効率的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。	62	継続	国の情報公開法等を参考に必要に応じ吉富町情報公開条例の改正を行う。	総務課						条例の改正は行わなかったが、5月に「町長実費の支出基準及び公表に関する要綱」を定め、実費の支出基準を明確にするとともに、支出状況を毎月公表している。公表の方法は、町のホームページに毎月掲載するほか、総務課において随時閲覧を受け付けている。	
		63	継続	国の個人情報保護法等を参考に必要に応じ吉富町個人情報保護の条例改正を行う。	総務課							条例改正の必要が生じなかった。
		64	継続	文書の受取、回付、決裁、管理までの取扱いを明確にするため、文書管理規程を制定する。	総務課							番号59の文書管理システムの項目でも述べたように、電子文書交換の国・県レベルでの運用が進んでおり、電子決裁システム導入については流動的な部分があるので、今後の動向を勘案しながら、制定時期を逸することのないよう内容について検討を続ける。また、現状としては、吉富町文書整理保存規程に基づき、公文書の適切な管理に努めているところである。

7 経費の節減合理化等財政の健全化関係 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行【 経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17~2年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21		
経費全般について節減合理化と予算の厳正な執行	町が実施する全ての事務事業について点検を行い、事業の必要性や効果を検証し、その結果を毎年の予算に反映させる。	65	集中改革プランからの継続	事務事業評価システムを導入する。	全課						本年度、事務事業評価シート、負担金補助金評価シートを作成し、全ての事務事業、負担金補助金について、必要性、効果等を検証した。この結果を平成20年度予算に反映させる。	
	電源OFFを推進し、光熱費の削減に努める。また、低料金のIP電話の導入を検討し経費の節減を図る。	66	集中改革プランからの継続	OA機器を含め消灯、電源OFFを推進し光熱費を削減	全課							平成19年6月に、全庁的に電気料金プランの見直しを検討し、試算上削減効果が高いと見込まれた役場庁舎・クリーンセンター・フォーユー会館について料金の見直しを行った。また、役場庁舎の昼休みの電灯を原則半分消灯し、2階廊下の電灯は原則消灯するなど光熱費の削減に努めた。
		67	集中改革プランからの継続	IP電話導入により庁舎電話代の削減	総務課							IP電話については発展途上の技術であり、全国的にも障害が多発している。行政としては安定した通話の確保が最優先であるため、情報収集を行い現状把握を行っている段階である。一方、本年度は既存の電話回線における料金プランの見直しを行い、県内通話についてはIP電話と同等の単価になった。IP電話導入により更に月額約7,000円が削減できると試算されるが、約15万円と予想されるIP電話回線増設工事との費用対効果を充分考慮し、またIP電話の技術向上の動向を注視しながら、引き続き検討を重ねる。
		68	継続	普通会計のバランスシートを作成し、年1回公表する。	企画 財政課							平成19年3月3日現在のバランスシートは、平成19年6月号の広報よしとみで公表した。今後も同様に公表する。
町民にわかりやすい財政状況の公表	法で定められた財政事情の公表とは別に、独自の様式で吉富町の財政状況をわかりやすく公表する。	69	新規	決算統計等をもとにして年2回、わかりやすい財政状況の公表に努める。	企画 財政課	-	-				本年度は、吉富町財政健全化計画を策定し、本町の財政の現状と今後の健全化のための施策を公表した。	
人件費の削減	現在、常勤の特別職職員の給料は5%カット中であり今後も引き続き実施する。また、職員についても平成17年人事院勧告を踏まえ、平成18年度以降の職員給与体系の抜本的見直しを行い人件費の削減を行う。非常勤の特別職の委員についても同様に見直しを行う。また、公共施設については、住民サービスの向上を図るとともに、人件費等の削減を行うため、町の全ての施設について、民間委託を検討する。	70	集中改革プランからの継続	常勤の特別職職員給与の削減	総務課						平成19年5月からは町長の給与を20%カットし、6月からは給料月額そのものを町長については20%、副町長については15%、教育長については5%減額することとし、給与条例の改正を行った。	
		71	集中改革プランからの継続	職員給与の削減	総務課							平成19年度は、中途退職者が1名、年度末退職者が5名の計6名の退職が予定されているが、職員採用が行わず、総人件費の削減に努めた。
		72	集中改革プランからの継続	附属機関の委員等の報酬等の見直し	全課							平成17年度から1回当たりの報酬額を5,000円から3,000円に見直した。併せて平成20年度から非常勤の特別職の報酬の改定を行うため、平成20年3月町議会に条例改正を上げし、可決され、3月1日公布した。この改定により、平成19年度対比1,291,000円の削減が見込まれている。
		73	集中改革プランからの継続	職員出張旅費の見直し	総務課							本年度は、京築管内市町等へ出張の際の日当廃止及び京築管内市町村へ出張の際の日当支給額の見直し等を盛り込んだ条例改正を平成20年3月議会へ上げし、可決され3月1日公布した。これにより、平成18年度実績対比で80万円の削減が見込まれる。

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間に於ける目標											進捗状況							
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21								
		74	集中改革プランからの継続	公共施設の管理を民間委託を含め再検討する。	全課						条例改正	実施	実施	各課で所管の施設について検討を行っている。多くの公共施設を抱える教育委員会でも検討を行っているが、各施設単独では営利的に困難であると思われる。全施設一括での管理委託は可能であると考え、しかし、現在行っているスポーツ・文化の振興としての減価措置ができなくなることで、公用での会議室利用の制限など課題が多くあるため、今後さらに調査・研究していく。なお、研修センターについては、利用度が低く、費用対効果の観点から売却も視野にいれながら検討していく。また、建設課関係で平成20年度から天仲寺公園の管理、黒川・小更水路清掃について見直しを行い、公園管理は年間委託契約から必要に応じ、その都度の契約に、水路清掃については受益者負担の考えから、町管理(資金)から各地区、関係農業者主体の管理へ切り替えることとした。				

7 経費の節減合理化等財政の健全化関係 税収納率の向上等自主財源の確保【 経費節減等の財政効果 】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間に於ける目標											進捗状況								
事務事業	基本的考え方	番号	新設区分	目 標	所管	17	18	19	20	21									
税収納率の向上	11月を「納税促進強化月間」とし納期前納付・早期完納を奨励する。 また、悪質滞納者に対しては、差し押さえ等による滞納処分を行い、更なる収納率の向上を目指す。 また、住宅料については11月の夜間徴収、年3回の催告書の発送及び住宅入居時の連帯保証人への納付催告を行い、収納率の向上を目指す。	75	継続	納税促進強化月間の設定	税務課						実施	実施	実施	<p>常時の徴収対応により、滞納分の徴収率の向上を目指す中、昨年同様に10月から事前準備、1月に納税促進月間として収納及び徴収を重点的に実施した。特に今年度は全庁的に取り組むため各課の職員が徴収業務のノウハウを得るため職員研修会を4回行った。また、文書催告は10月中旬に行い、電話催告や臨戸徴収、夜間徴収は従来通り実施した。特に悪質滞納者や長期滞納者については、個別面談(1月12日から1月22日)を行い、財産調査、預貯金調査、給与調査等の事前調査も行いながら担保能力の有無を検討した上で、分納協約書にて毎月の納税額を決定し滞納の解消を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間徴収 1件 / 8件 350,900円</li> <li>・個別出頭面談(1月12日から1月22日)28名 / 49名</li> <li>内分納協約者24名 分納月額総計 324,000円</li> <li>・収納件数 10月22日から31日 144件</li> <li>11月 270件</li> </ul> <p>合計 414件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納金額 10月22日から31日 2,512,600円</li> <li>11月 5,045,655円</li> </ul> <p>総計 7,558,255円</p>					
		76	集中改革プランからの継続	住宅料・保育料の長期滞納者への徴収強化	健康福祉課						実施	実施	実施	<p>催告書の送付、長期高額滞納者には内容証明書を滞納者・連帯保証人に送付し徴収の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅料 17年度滞納分収納額 2,031,500円</li> <li>18年度滞納分収納額 2,021,000円</li> <li>19年度滞納分収納額(月末現在) 6,093,200円</li> <li>・保育料 17年度滞納分収納額 410,500円</li> <li>18年度滞納分収納額 245,865円</li> <li>19年度滞納分収納額(月末現在) 764,000円</li> </ul>					
自主財源の確保	町の財政収入確保のため、有料広告を募集する。	77	集中改革プランからの継続	町ホームページに広告掲載	企画財政課	基準設定募集					実施	実施	<p>1枠5,000円/月で町ホームページ上で募集し、現在1件広告を掲載している(2月現在)。平成20年1月から広告掲載の位置をトップページの最上部に移した。ホームページのある町内業者等に改めて募集を行っている。</p>						
		78	集中改革プランからの継続	町広報誌に広告掲載	教務課	基準設定募集					実施	実施	<p>町広報誌、ホームページに広告募集を掲載し、併せて町商工会に文書で依頼したが、平成20年1月末現在応募はない。</p>						
受益者負担の適正化	受益者負担の原則に立ち、現在使用料免除や無料となっている行政サービスについても、電気代等の実費相当額等、適正な使用料等の徴収をする。	79	集中改革プランからの継続	道路、河川占用料の見直し	建設課						検討	条例改正	実施	<p>道路、河川占用料の見直しについては、ともに平成19年度から実施している。また、漁港占用料についても、公共工事による利用の場合も占用料を徴収することとした。</p>					
		80	集中改革プランからの継続	吉富フォーユー会館使用料の見直し	教務課						検討	検討	実施	<p>新減免基準を定め、文化協会等任意団体についても使用料を徴収することとした。</p>					
		81	集中改革プランからの継続	吉富町体育館・武道館使用料の見直し	教務課						検討	検討	実施	<p>新減免基準を定め、町内者についても使用料を徴収することとした。</p>					
		82	集中改革プランからの継続	よしとみ憩いのやかたの有料化	教務課						検討	検討	実施	<p>従来は冷房料のみ徴収していたが、平成18年12月条例改正し、使用料を徴収することとした。</p>					
		83	集中改革プランからの継続	住民健診の一部負担金の導入	健康福祉課	周知期間							実施	実施	<p>自己負担金を徴収するようになって、2年目となり負担することに理解を得たと思う。 20年度からの基本健診については、制度改革により75歳以上は後期高齢者医療制度、医療保険加入者は各保険者によって健診が行われることとなる。本町の国保、福岡県後期高齢者医療広域連合において行う特定健診は、非課税世帯を含め500円を徴収する予定にしていることから、基本健診についても、同額を徴収する予定である。がん検診については、非課税世帯については、引き続き免除し、対象年齢を現在の70歳以上から75歳以上にする。</p>				
		84	集中改革プランからの継続	住民健診において、要精密とされた方の病院で行う精密検査料の助成の廃止	健康福祉課	周知期間						実施	(完了)	<p>平成18年度から実施している。</p>					
		85	集中改革プランからの継続	セカンドライフセミナー事業の利用者負担の徴収	健康福祉課						実施	実施	実施	<p>平成19年度は、前年度の経費を参考に2,300円の負担であったが、平成20年度からは3,000円とする。</p>					
定住化の促進	生活環境の整備(公共下水道事業計画の確実な実施)や企業立地を促進し雇用を確保することにより定住化の促進を図る。 また、未利用町有の売却も併せて行う。	86	集中改革プランからの継続	定住化促進助成制度の創設	企画財政課	条例制定					実施	実施	実施	<p>平成18年4月から実施している。自分が住むための住宅を新築、建替又は購入された方に、家屋に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する。 平成18年取得分は20人からの申請があった(内、町外からの転入者10人)。 平成19年取得分は、現在11人申請があり、交付対象者として登録している。(内、町外からの転入者4人)。</p>					
		87	集中改革プランからの継続	公共下水道の整備目標面積を各年度10haとする。	上下水道課			10ha	10ha	10ha	実施	実施	実施	<p>平成16年度実績 5ha 平成17年度実績 4ha 平成18年度実績 10ha 平成19年度予定 8ha</p>					
		88	継続	雇用の確保	企画財政課						実施	実施	実施	<p>本町は、行政面積が狭いため、企業を誘致する土地の確保が難しい状況であるが、吉富町企業立地促進条例に基づく奨励金をPRし、町有地のみならず民有地の適地においても企業立地を奨励し、雇用の促進と町の活性化を目指している。</p>					
		89	継続	未利用町有地の売却	企画財政課	検討					実施	実施	実施	<p>平成19年度は、工場用地として、皇后石研修センター西側の未利用地の内、約400坪を自動車関連連合会に売却した。2月に工場が完成し操業した。住宅用地として、山王住宅西側跡地を3区画売り出した。現在1区画が売却されている。</p>					

8 会館等公共施設関係 既存施設の有効活用【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
ふるさとセンターの有効活用	駅舎と一体の立地環境を生かしたふるさとセンターの有効活用を図るため、「広報よしみ」を通じて町内サークル、団体に呼びかけ利用を促進する。	90	継続	ふるさとセンターのより有効的な活用を図る。	産業経済課						毎年度3月号の「広報よしみ」に掲載
よしみ憩いのやかの有効活用	各サークル活動や子ども体験活動の場として継続して有効活用・利用促進に努める。また、異世代交流の場としても有効的な活用をする。	91	継続	・サークル活動の有効活用及び利用促進に努める。 ・異世代交流の場の提供を図る。	教務課						陶芸サークル4団体、囲碁クラブ、将棋クラブ各1団体が活動中。陶芸と将棋については、毎月2回、吉富キッズクラブで小学生に指導し、世代間交流も図っている。
小学校講堂の有効活用	町体育館の夜間利用の飽和状態を解消するため、小学校講堂の有効活用を図る。	92	新規	教育委員会が支援育成する団体等について、講堂を夜間開放し、受益者負担の原則に則り、有料化する。	教務課	-	-				有料化を検討したが、管理上及び施設上の問題があったため、町体育協会所属の少年スポーツ団体にのみ開放。町体育館の夜間利用は、利用区分等の見直しに伴い飽和状態が解消されているため、小学校講堂の一般開放及び有料化は当面見送る。
						-	-	検討			

8 会館等公共施設関係 公共施設の管理運営の効率化【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21		
吉富フォーユー会館の充実と効率的な活用	生涯学習の拠点施設として、住民のニーズに対応した学習講座や教室を開設し、また、文化・芸術に親しむ機会の提供の場として、コンサート・講演会等を開催し、更なる有効かつ効率的な活用を図る。	93	継続	・生涯学習講座、1日教室を住民の要望を取り入れ実施する。 ・住民がパソコンやインターネットを活用できる能力取得の支援をする。 ・他課と連携し、コンサート・講演会等自主事業の更なる充実を図る。 ・キッズ事業や各種学習講座等文化・芸術に親しむ場の提供をする。 ・一般の利用者が利用しやすいための工夫を行う。	教務課							学習講座や1日教室の開設、キッズ事業実施等多様な生涯学習に参加する機会を提供した。また、学習の場としての茶道、謡曲等住民サークルが幅広く活用した。また、ホールにおいて、劇団飛行船による子ども向け公演、研オオコンサートを開催した。その他敬老会、成人式等の式典、キッズフェスティバル、カラオケ大会等に活用した。 平成18年度利用者数 : 43,509人 平成19年度利用者数 : 36,825人(平成20年2月末) 平成19年度利用者数見込 : 42,580人
吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用	健康と福祉に関する拠点として、住民ニーズに対応した運用を行い、より有効的な活用を図る。	94	継続	各種検診、健康教育等の充実、健康づくり自主組織グループ、子育てグループの活動促進のため、引き続き柔軟な運用を図り、吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用を図る。	健康福祉課						19年度も各種検診、健康教育、健康相談等を実施する健康づくり、子育て支援の事業を実施して健康づくりの拠点としている。あいあいセンターの事業がないときは、町内の健康づくりの自主グループに活動の場を提供している。 平成19年度利用者 5,919人(2月末) (年間見込み6,200人)	
ボランティアの協力による漁港清掃活動の推進	ここ数年定着してきたボランティアの協力による吉富漁港と吉富海岸の清掃活動を引き続き行う。	95	継続	毎年7月の海の日に清掃活動を行う。	住民課 産業経済課 建設課						例年同様、住民課、産業経済課、建設課、上下水道課、教務課と調整を図りながら、漁業関係者、遊漁船所有者、町内土木業者など町内ボランティアと7月1日海の日に吉富海岸及び吉富漁港の清掃活動を実施した。	
						実施	実施	実施				

9 公共工事関係 公共工事コスト縮減【 経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
公共工事コスト縮減	国県の公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を準用し、工事コスト縮減に努める。	96	継続	公共工事コスト縮減の推進	建設課						昨年度同様、直接的な工事コスト縮減については、計画段階、設計段階での経済的な検討を行い、また社会的なコスト削減については、舗装工事におけるリサイクル材を使用し廃棄物の発生抑制を図り、工事使用機械に排出ガス対策機械の使用義務を行い環境負荷の低減に努めた。
	設計基準、構造基準及び指針等の改定が行われた場合は、速やかに反映させ、引き続きコスト削減を図る。	97	継続	可能な限り、下水道工事のコスト削減を図る。	上下水道課						常に可能な限りのコスト削減を意識して設計にあっている。
						実施	実施	実施			

9 公共工事関係 公共工事の入札手続の改善【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新区分	目 標	所管	17	18	19	20	21	
公共工事の入札手続の改善	良質な公共工事の確保とより一層の公平性、透明性及び競争性の向上を図る。	98	継続	国において地方自治法の施行令や政省令の改正をし、国交省がマニュアルを作成する方針であり、それを受けて一般競争入札要綱を整備し、試験的に実施する。	建設課						本年度、関係課及び吉富町建設工事指名登録委員会にて検討し「吉富町制限付一般競争入札試行要綱」を策定し来年度から試行実施する。
						実施	実施	要綱制定			

10 広域行政関係 広域的な行政体制【 事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
広域的な行政体制の強化	広域的共同処理事業において、費用対効果を常に見据え、一部事務組合の効率的な運営を図る。  建設工事に伴い発生する土等の建設副産物を豊前土木事務所と管内市町村で連絡調整し、管内工事において再生資源として有効利用する。	99	継続	広域行政の効率的運営	全課					
						実施	実施	実施		
		100	継続	建設副産物の広域的利用の促進	建設課					
						実施	実施	実施		

11 行政改革推進状況の公表【 その他】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
行政改革推進進捗状況の公表	行政改革を確実に実施するため、その実施状況について、毎年1回定期的に行政改革推進委員会により点検・評価を行うとともに住民に公表する。	101	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、行政改革推進委員会により点検・評価を行う。	総務課					
						実施	実施	実施		
		102	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、「広報よしみ」及び町ホームページで公表する。	総務課					
						実施	実施	実施		

公営企業関係

1 事務事業の見直し関係 事務事業の整理合理化【 事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
水道料金の口座振替の推進	水道料金の口座振替の推進により、集金委託料の削減を図る。	1	継続	水道料金の口座振替の推進目標を各年度50戸とする。	上下水道課			50戸	50戸	50戸
								実施		

平成19年度 口座振替届出 10戸  
平成18年度末現在 961/ 274戸( 35.0%)  
平成19年度 12月末現在 986/ 273戸( 36.0%)

7 経費削減合理化等財政の健全化関係 税収納率の向上等自主財源の確保【 経費削減等の財政効果】

目標及び基本的考え方進捗状況 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
配水有収率の向上	町広報等を利用し、漏水情報の提供をよびかけることにより、漏水箇所の早期発見、修復し、有収率の向上を図る。また、簡単な宅内漏水発見方法も併せて掲載する。	2	継続	配水有収率を2年度に90%とする。	上下水道課			87%	88%	90%
						実施	実施	87.0%		
上水道事業の見直しと合理的経営の推進	企業会計の基本である独立採算に近づくべく、上水道利用者負担を見直し経済性と公共性の調和を図り、水道事業経営に努める。	3	継続	水道料金を見直すことにより、一般会計からの補助金を削減する。	上下水道課	検討	周知期間			
								周知期間		
安心・安定的な上水道への加入促進	安心・安定的な上水道への加入促進と水道事業の円滑な実施を図る。	4	継続	上水道への加入促進目標を各年度20戸とする。	上下水道課			20戸	20戸	20戸
						29戸	2戸	29戸		

平成17年度実績 86.6%  
平成18年度実績 87.5%  
平成19年度見込 87.6%  
なお19年度も住民からの通報で1件の配水管、給水管漏水修繕工事を実施。  
  
平成19年12月議会で水道料金の改正条例を可決し、施行日を平成20年4月1日とした。なお、平成20年2月分の広報、吉富町ホームページに掲載し住民に周知を図った。  
  
平成17年度 工事実績 23件  
平成18年度 工事実績 2件  
平成19年度 工事実績 32件(平成20年2月末現在)

9 公共工事関係 公共工事コスト縮減【 経費削減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17~ 2年度の5年間における目標						進捗状況				
事務事業	基本的考え方	番号	新編区分	目 標	所管	17	18	19	20	21
上水道工事のコスト縮減	現在実施している町道水道管の埋設深の浅層化を確実に実施し、コストの縮減を図る。 埋設深 0.8m- 0.6m	5	継続	可能な限り、上水道工事のコスト縮減を図る。	上下水道課					
						実施	実施	実施		

今年度発注した配水管布設工、配水管拡張工においても、埋設深0.8- 0.6mで実施し、コストの縮減に努めている。

# 5月19日(月)から25日(日)までは 春の行政相談週間です。

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談委員は、地域での皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。

下記の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

とき 5月23日(金) 10時～12時

ところ 吉富町老人福祉センター

相談者 行政相談委員 矢頭 和敏



## 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

平成19年度における公文書の開示状況について、次のとおり公表します。

吉富町情報公開条例に基づく公文書の開示請求の件数・・・・・・・・・・4件  
 吉富町個人情報保護条例に基づく、自己に関する公文書の開示請求の件数  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件

吉富町役場 総務課

## 吉富町職員人事異動

(平成二十年四月一日付)

- 《異動》
- 【保育園園長兼幼稚園園長】  
佐伯 フジエ (係長)
- 【上下水道課課長】  
大塚 和己 (住民課課長)
- 【産業建設課課長】  
機構改革により産業経済課と建設課を統合し産業建設課設置
- 赤尾 肇一 (建設課課長)
- 【住民課課長】  
峯本 安昭 (産業経済課課長)
- 【税務課課長補佐】  
高原 敏泰 (あいあいセンター) 所長 (課長補佐)
- 【福岡県介護保険広域連合派遣】  
土屋 啓子 (係長)
- 【産業建設課係長】  
赤尾 慎一 (上下水道課係長)
- 【健康福祉課係長】  
出口 高美 (健康福祉課係長)
- 【農業委員会係長】  
永野 公敏 (産業経済課係長)
- 【上下水道課係長】  
石丸 貴之 (税務課係長)
- 【会計課主査】  
鍛冶 幸平 (上下水道課主査)
- 【教務課主査】  
山本 幸輝 (建設課主査)
- 【健康福祉課主査】  
梅林 秀一 (会計課主査)
- 【上下水道課主事】  
板敷 健一 (教務課主事)
- 【幼稚園主事補】  
内丸 結理 (保育園主事補)
- 《退職》  
(平成二十年三月三十一日付)  
太田 治郎 (上下水道課課長)
- 【保育園園長(課長補佐)】  
野村 よつ子 (保育園係長)
- 【健康福祉課係長】  
高尾 節子 (健康福祉課係長)

# 人権相談所開設のお知らせ

法務局と行橋人権擁護委員協議会では、次のとおり「特設人権相談所」「人権擁護委員による常駐相談所」を開設します。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごとなど何でも結構です。

相談は無料で、秘密は固く守りますので、ご心配なくご相談下さい。

## 特設人権相談所

日 時 平成 20年 6月 2日(月)  
午前 10時～午後 3時まで  
相談場所 吉富フォーユー会館 2階  
相談員 法務局職員・地元人権擁護委員



## 人権擁護委員による常駐相談所

相談日時 毎週月曜日、水曜日及び金曜日  
午前 9時～午後 4時まで  
(休日の場合を除く)  
相談場所 福岡法務局行橋支局 相談室  
行橋市大橋 2丁目 2番 10号  
TEL 0930-22-0476  
相談員 行橋人権擁護委員協議会所属の  
人権擁護委員

## 平成 20年度 自治会長名簿

自治会名	氏 名	戸 数
幸子上	瀬 口 勝 美	1 5 4
幸子古	池 田 敏 晴	1 5 8
幸子団地	山 本 定 生	5 0
別府	石 丸 茂 信	1 7 2
楡生	室 安 美	9 1
鈴熊	尾 坐 巖	7 9
今吉上	末 永 啓 治	1 4 6
今吉下	古 家 護	1 2 0
土屋	土 屋 浩 一	1 6 0
直江	是 木 輝 義	2 4 3
界木	野 上 昭 行	1 2 6
和井田	野 依 洋 右	2 0 2
広津上	仲 隆 喜	1 7 0
広津下	若 松 修 一	7 2
昭和	深 水 三 幸	1 1 5
小犬丸上	小 川 隆 信	1 3 5
小犬丸下	花 畑 綱 寛	1 3 9
喜連島上	舛 川 貞 夫	1 4 5
喜連島下	川 邊 讓 次	1 4 9
高浜	榎 吉 彦	1 2 4

## セーフティステーションを実施!

## 春の交通安全県民運動

4月9日、直江東交差点において、今富町長、豊前警察署員、町交通安全指導員、女性ドライバー協議会員ら約20名により、信号待ちの車のドライバーに対して交通安全を呼びかけるセーフティステーションが実施されました。

このイベントは、春の交通安全運動の啓発活動の一環として実施され、6月から義務付けとなる後部座席のシートベルト着用や安全運転をドライバーに呼びかけました。

なお、今後は春・秋の交通安全運動期間中に毎回実施し、町内を走るドライバーに交通安全を呼びかける予定です。



安全運転を呼びかける今富町長と交通指導員

# 「日本司法支援センターの弁護士による無料法律相談所」の開設について

**相談日** 毎月第1火曜日、第3火曜日 ただし、5月は第2火曜日、第3火曜日

**場所** 福岡法務局行橋支局 相談室  
住所 行橋市大橋2丁目22番10号  
電話 0930-22-0476

**受付時間** 相談日当日午前9時～(時報とともに受付開始) 電話による受付のみ

**相談時間** 午後1時～午後4時まで(1人30分)

**相談人員** 先着順6名(定員になり次第締切)

**相談内容** 法律問題全般

**利用の条件** 相談は、法律扶助の趣旨により、「収入の少ない方」が対象になります。なお、賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

	月収(手取り)
単身者	18万2千円以下
2人家族	25万1千円以下
3人家族	27万2千円以下
4人家族	29万9千円以下

これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は考慮されます。

**申込・お問合せ先** 福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

## 五月は固定資産税 第一期分の納期です

五月は、固定資産税第一期分の納期です。なお、町税は口座振替で納めることができます。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

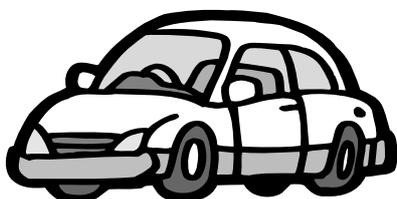
## 北九州東県税事務所 からのお知らせ

6月2日(月)は自動車税の納期限です。

問い合わせ先  
福岡県北九州東県税事務所  
自動車税係  
093・592・3501

自動車税などの県税は、教育福祉の充実、産業の振興、道路の整備などの貴重な財源となります。車をお持ちのみなさん、自動車税は6月2日(月)までに、お忘れなく最寄りの金融機関、郵便局、指定のコンビニエンスストア、県税事務所の窓口で納めてください。

福岡県では自動車税の滞納整理を強化しています。



# ふくおかの森林を守る森林環境税が平成20年4月からスタートしました

皆さんのご理解とご協力をお願いします

水を貯え、土砂災害を防ぎ、CO<sub>2</sub>を吸収するなど、私たちの生活に欠かせない働きをもつ森林。その森林の荒廃が進み、大切な森林の働きが低下しています。森林環境税は、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継いでいくために役立てられます。

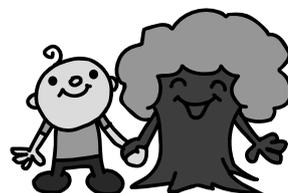
## 森林環境税の使いみち

### 荒廃した森林の再生

長期間放置されたスギ・ヒノキなどの森林で、間伐などの手入れを行います。  
伐採後放置された場所に、広葉樹を植えて森林を再生させます。

### 県民参加の森林<sup>もり</sup>づくりの推進

県民の皆さんから募集した森林ボランティア等の企画に活動費を助成します。  
森林に関することや、森林環境税の事業について情報発信します。



## 森林環境税のしくみ

県民全体で広く公平にご負担いただくために、個人・法人の県民税均等割に下記の額を加算して納めていただきます。

個人	年間 500円	個人県民税均等割を納めている約200万人の方々を対象です。 (対象となる目安:約100万円以上の収入がある場合) 平成20年度分の個人県民税から適用します。 事業所得者等は、住民税の納付書により、年4回(6&10月)に分けて納付して頂きます。 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされます。
法人	年間 1,000円 ~ 40,000円	法人県民税均等割を納めている約10万社を対象です。 平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人県民税から適用します。 法人県民税の申告時に納付して頂きます。

【問い合わせ】 福岡県林政課 ☎ 092-643-3540 同税務課 ☎ 092-643-3063  
ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/keepforest>

## 平成20年度から町県民税、固定資産税の「前納報奨金の交付」が廃止されます

【お問い合わせ先】  
役場税務課  
24-1125

平成20年度から前納報奨金の交付を廃止することとなりました。  
これまでこの制度をご利用いただき誠にありがとうございました。これからも町税務行政にご理解、ご協力をいただき、引き続き期限内納付をお願いいたします。  
なお、第1期の納期中に全期分を一括して納めていただく「全納」はこれまでどおりできますので、引き続きご利用ください。

# ごみ出しのルールを絶対守りましょう！

4月から2地区に分かれていたごみの収集日をひとつに統一しています。このため、ごみの種類によっては、ごみの収集日に変更となっているものがあります。

ごみを出す際は、必ず「資源とごみの分別ガイドブック」で収集日やごみ出しのルールをよく確認してから出してください。

ごみは、必ず朝8時30分までに出してください。また、ごみ出しのルールが守られていないものについては、収集しません。

ごみ出しのルールの守られていないごみを出した方々は、必ずその日のうちに家に持ち帰り、正しく分別し、正しい収集日に出し直してください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコンを始め、ガイドブック内に収集しないごみとして記載されているものは、絶対に出さないでください。処理方法については、購入先等にお問い合わせください。

## 特に注意してもらおう必要のあるルール

朝8時30分までに決められた場所に正しく分別して出す。

スプレー缶は、必ず穴を空け、不燃ごみの日に出す。(カンと一緒に袋に入れて出さない。)

カンのフタで外れるものは、必ず外し不燃ごみの日に出す。(カンと一緒に出さない。)

飲食料用の缶でないものは、缶と一緒に出さない。(不燃ごみで出す。)

ペットボトルのフタは絶対外し、フタは、プラスチックの容器包装の収集日に出す。

ビン、ガラス、陶器、農薬ビン、蛍光灯類、鏡類は、必ず分別して出す。

異なる種類のものを混ぜて出さない。(例:カンと金属、ガラスとビン、蛍光灯と乾電池...)

カンの中ヘタバコの吸い殻等は絶対入れない。

電気製品の電気コードは必ず切る。

段ボールは、必ず古紙の日に出す。(不燃ごみや可燃ごみを入れて出さない。)

事業系ごみは、事業所で責任をもって処理することが義務づけられています。ごみステーションには事業系ごみを出さないようにしてください。(廃棄物収集業者に処理を依頼してください。)

## ポイ捨てや犬のふんの放置など、 迷惑な行為は絶対やめましょう！



吉富町ポイ捨て等防止条例が平成20年4月1日から施行されています。

ポイ捨てや犬のふんの放置などが条例により禁止されていますが、これらの行為は、条例の制定の有無にかかわらず、多くの方にとって大変迷惑です。絶対にやめましょう。

- 1) 空き缶等(缶、瓶、ペットボトル、その他容器、たばこの吸い殻、印刷物等)のポイ捨てはやめましょう。
- 2) 飼い犬のふんは直ちに必ず回収し、適切に処理しましょう。

# 戸籍や住民票等の証明書交付請求時にも本人確認をさせていただきます！！

最近、第三者が本人になりすまして虚偽の届出や、戸籍や住民票等の各種証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しております。

住民課では、住民異動届出や戸籍の届出等の際、本人確認を実施しておりますが、住民基本台帳法並びに戸籍法の改正に伴いまして、平成20年5月1日から新たに住民票や戸籍等の証明請求の際にも、運転免許証等により窓口に来られた方及び郵便申請をされた方の本人確認を実施いたします。

住民の皆様は、住民票や戸籍等の個人情報の保護と不正請求抑止のため、ご不便な点もあるとは思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご本人確認に必要な書類は以下のとおりです。

いずれか1点で確認	官公署発行の顔写真付きの証明書で有効期限内のもの 例 運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳など
2点で確認	官公署発行の顔写真の入っていない証明書で有効期限内のもの、もしくは氏名を確認できる本人しか持ち得ないもの 例 健康保険証、年金手帳(証書)、介護保険証、顔写真付きでない住民基本台帳カード、社員証、学生証、預金通帳など

これらをお持ちでない場合、もしくは1点のみお持ちの場合は、他に聞き取りにより確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

代理人(同一世帯でない方)が請求する場合は、上記に加えて委任状が必要です。

この場合、本人確認書類は、窓口にいच्छる代理人のものです。

なお、戸籍の場合は、同一世帯でない方もとれる場合がありますので、詳しくは事前にお尋ね下さい。

お問い合わせは...住民課 ☎24 - 1124) までお願いします。

## 福岡県介護保険広域連合からのお知らせ

平成20年度は、第4期(平成22年度から23年度)介護保険事業計画策定の年度となっております。福岡県介護保険広域連合においては、介護保険制度の適正な運営を図るため、事業計画策定委員会を開催いたします。つきましては、同委員会において、住民(被保険者)の立場からさまざまな建設的な意見、提案をうけるため、保健・医療・福祉等各分野の委員とともに参画できる住民代表の委員を募集いたします。詳細は、下記までご連絡ください。

福岡県介護保険広域連合 総務課企画電算係 TEL092- 643- 7055  
(関連ホームページ: URL <http://www.fukuoka-kaigo.jp/>)

# さわやかなくらしをあなたに 下水道だより

今回は、公共下水道が使用できるとなった場合に関して

Q & A形式でお話をします。

Q・公共下水道が使えるようになつている地域はどこ？

A・現時点では、

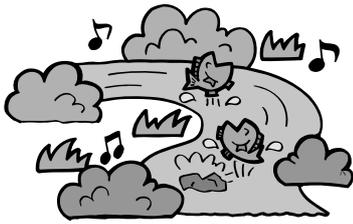
大字小祝の大部分

大字小犬丸の一部

大字広津の一部

大字直江の一部

ですが、今年の三月に工事が完了し民地内に「公共ます」が設置された家屋では、六月上旬には、使えるようになる予定です。



Q・下水道受益者負担金とは、いったい何なの？

A・公共下水道を建設するには

莫大な費用がかかります。その財源には、国費や地方債や町費が充てられますが、地方債はあくまでも借金であるため町は永年にわたり返還をしなければなりません。

また、町費には皆さんからいただいた税金が充てられるのですが、すべての町民の方が公共下水道をできるようにするわけではございません。

そこで税の公平性を保つため下水道の便益や利用価値を享受することができる公共下水道整備区域内の方々はこの受益の限度内において建設費用の一部（「公共ます」の設置費用ではありません）を負担していただき、公共下水道を早期に計画的に整備するためのものなのです。

ためのものであります。

Q・公共下水道を使用するにはどうすればいいの？

A・設置されている「公共ます」

に各家庭の排水を接続する工事やトイレを水洗式に改造する工事を町指定工事に登録された業者に依頼してください。

これを排水設備の設置と言います。その工事代金は全額個人負担となりますが、町では水洗化の促進を目的に助成制度を設けております。その金額は、公共下水道が使用できるようにになった時点から実際の接続までの期間によって異なります。

また別に水洗便所等改造資金の融資あっせん制度もありますので詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

Q・公共下水道受益者負担金と排水設備の設置費用の関係はどうなっているの？

A・これらは全く別のものであり、下水道受益者負担金を納付したからその分、排水設備の設置費用から差し引かれるというものではありません。

また排水設備の設置は下水道が使えるようになってから三年以内におこなっていただく

下水道は快適な生活を享受し、さらには自然環境を守るうえで欠くことのできない施設ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## 不正大麻・けし撲滅運動

きれいなけしの花にご用心

きれいなけしの花を見かける季節になりましたが、けしには植えて良いものと、悪いものがあります。

### 植えてはいけないけしの特徴

- 草丈が大きく1m以上になる。
- 全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。
- 茎を抱き込むように葉が生えている。
- 葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い。

など

### 【連絡先】

福岡県京築保健福祉環境事務所  
(福岡県京築保健所)

総務企画課 企画指導係

0930-23-2379

行橋市中央1-2-1

# 都市計画だより

今月号では、現在吉富町が指定している用途地域の概要を掲載いたします。

吉富町では、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、工業専用地域の4種類の用途地域を定めています。用途地域が指定されている地域内では、その種類に応じて、建物の用途、建ぺい率、容積率、建物の高さ、壁面の後退距離などを定めており、これに従って建築する必要があります。(用途地域が指定されていない区域 無指定区域)についても制限があります。)現在、これらの用途地域の見直しに向けての計画づくりに取り組んでいます。なお、吉富町の都市計画図と4種類の用途地域のイメージ図は次のとおりです。

吉富都市計画図



都市計画に関して疑問や質問などがある場合は、吉富町役場産業建設課(24-4073)までお問い合わせください。



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられます。



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住居、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

# 吉富町職員の給与 定員管理の状況を公表します

地方公務員の給与は、国及び他の地方公共団体の給与を考慮して、条例で定められることになっております。本町の職員等の給与は、議会における給与条例、予算審議等を通じて公にしておりますが、住民の皆様になお一層のご理解をいただくため、職員の給与・定員管理の状況について次のとおり公表します。

## 1. 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 1年度の人件費率
18年度	人 7,345	円 2億1,46万7千	円 億3,08万9千	円 億980万	% 25.3	% 22.8

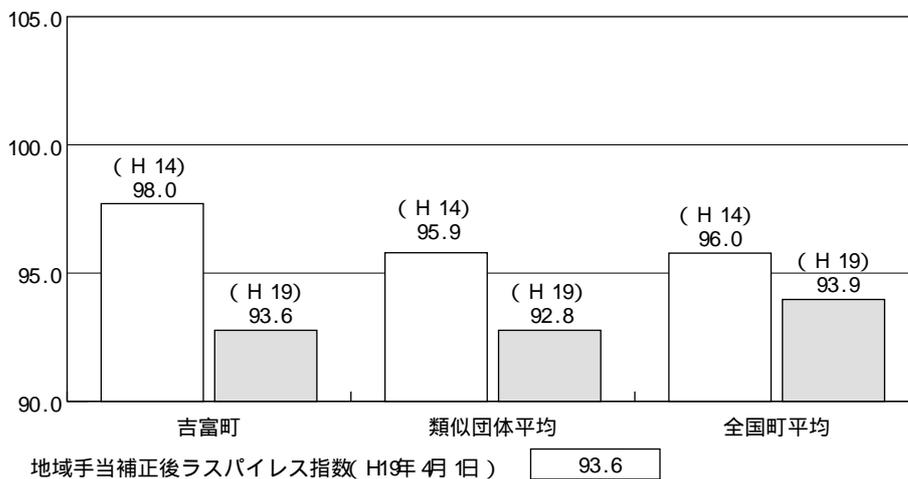
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 町村類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
18年度	人 67	円 億5,01万9千	円 2,40万9千	円 億144万5千	円 億7,57万3千	円 560万8千	円 578万1千

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項 特になし

### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (5) 給与改定の状況

#### 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 -	円 -	円 (%)	% -	% -	% -

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

本町は人事委員会は設置していない。また、平成19年度は国に準じた給与改定を実施しました。

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吉富町	42.2 歳	319,639円	371,589円	345,361円
福岡県	43.4 歳	357,973円	438,150円	394,356円
国	40.7 歳	325,724円	-	383,541円
類似団体	43.3 歳	325,326円	378,592円	353,948円

技能労務職

金額単位: 円

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
吉富町	35.9歳	6	230,683	233,533	233,533	-	-	-	-
うち給食調理員	32.0歳	5	216,860	217,680	217,680	調理士	39.9歳	227,000	0.96
うち用務員	-	1	-	-	-	用務員	53.9歳	227,200	-
福岡県	49.9歳	1,050	354,259	404,099	384,432	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193	287,094	-	320,514	-	-	-	-
類似団体	48.6歳	9	271,177	293,202	283,707	-	-	-	-

金額単位: 円

区 分	公 務 員		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
吉富町	-	-	-
うち給食調理員	3,371,190	3,057,800	1.10
うち用務員	-	3,284,300	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16年～18年の3ケ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を基にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
吉富町	37.9 歳	284,533円	285,900円
福岡県	45.0 歳	404,556円	462,524円
類似団体	42.8 歳	319,613円	338,372円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		吉富町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	176,800円	172,200円
	高 校 卒	144,500円	142,800円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	141,900円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別 学歴別平均給料月額(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大 学 卒	249,000円	287,000円	349,000円
	高 校 卒	210,800円	256,600円	294,200円
技能労務職	高 校 卒	200,900円	239,400円	265,500円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

当該階層別職員数が少数であるため、各区分ごとに新卒採用された場合の標準的な給料月額を記載している。

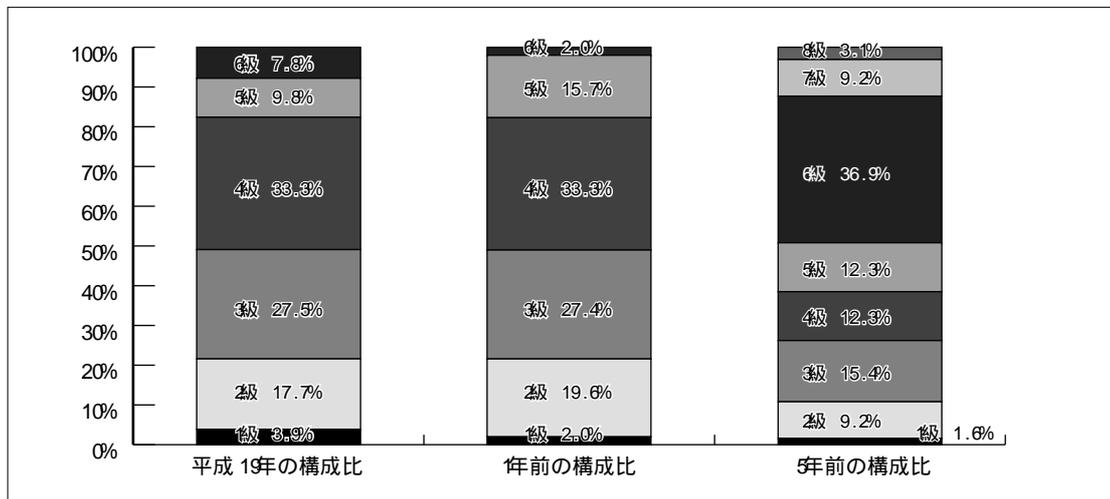
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	相当困難な業務を処理する課長の職務	4 人	7.8 %
5 級	1 課長の職務 2 参事の職務	5 人	9.8 %
4 級	1 課長補佐及び保育園長の職務 2 相当困難な業務を処理する係長の職務	17 人	33.3 %
3 級	1 係長及び主査の職務 2 主任主事の職務	14 人	27.5 %
2 級	主事の職務	9 人	17.7 %
1 級	主事補の職務	2 人	3.9 %



- (注) 1 吉富町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第7条及び吉富町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の定めるところにより、毎年1月1日を昇給日として行う。

1 昇給への勤務成績の反映

本町は、人事評価が未実施である。

#### 4. 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当 勤勉手当

吉 富 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,475 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円	-
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

吉 富 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	1,90万 3千円		1人当たり平均支給額	1,90万 3千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職事由にかかわらず、平成17年~平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	8%	0人	8%
北九州市	3%	0人	3%
筑紫野市・春日市・太宰府市	2%	0人	2%
前原市・福津市・糟屋郡のうち 宇美町及び粕屋町	2%	0人	2%

##### (4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

制度なし

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	71万 1千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	12万 7千円
支給実績(17年度決算)	1,13万 2千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	19万 3千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない者で扶養親族1人まで 11,000円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算5,000円	同じ	/	千円	円
	7,411			224,576	
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円 自宅居住職員 2,500円(自宅の新築・購入から5年間に限る)	同じ	/	千円	円
	2,662			221,833	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等利用者 6箇月定期券等の価格により一括支給 ただし、箇月55,000円が支給限度 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を毎月支給	同じ	/	千円	円
	714			41,975	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 6級課長 51,900円 5級課長 49,600円 参事 32,200円 課長補佐 27,700円	同じ	/	千円	円
	6,733			420,782	

5. 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給 料	市 区 町 村 長	738,150 円 ( 777,000 円)	850,000 円 / 360,000 円
	副 町 長	589,950 円 ( 621,000 円)	680,000 円 / 360,000 円
	収 入 役	553,850 円 ( 583,000 円)	- 円 / - 円
	報 酬	議 長	282,000 円 ( 円)
	副 議 長	235,000 円 ( 円)	320,000 円 / 131,900 円
	議 員	224,000 円 ( 円)	300,000 円 / 116,400 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 役 長	(18年度支給割合) 3.0 月分	
	議 副 議 長 員	(18年度支給割合) 3.0 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 役 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	助 収 入 役	給料月額×5.1×在職年数	15,850,800円
		給料月額×3.0×在職年数	7,452,000円
		給料月額×2.7×在職年数	6,296,400円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、(1期年=4月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

平成19年6月から条例改正をし、特別職町2役)の給料については下記のように改定しています。

区 分	給料月額
町 長	621,000円
副町長	527,000円

## 6. 職員数の状況

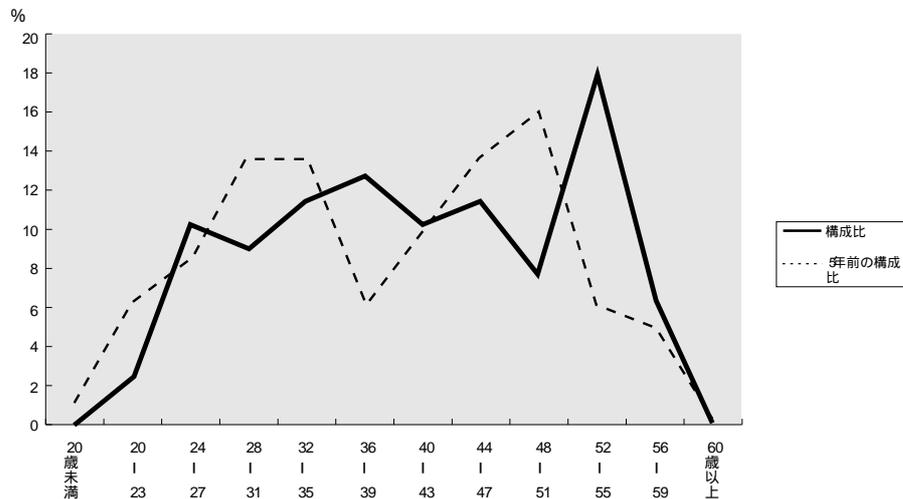
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 19年	平成 18年			
普通部門	一般行政部門	議会	1	1	0	事務縮小のため
		総務	14	14	0	
		税務	6	7	1	
		農林水産	5	5	0	
		土木	5	5	0	
		民生	17	17	0	
		衛生	4	4	0	
	計	52	53	1	参考 人口1,000人当たり職員数 7.079 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.744 人)	
	教育部門	14	14	0		
	小 計	66	67	0	参考 人口1,000人当たり職員数 8.895 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.346 人)	
公営企業等	会計部門	水道	4	4	0	
		下水道	4	4	0	
		その他	4	4	0	
		小 計	12	12	1	
合 計		78	79	1		
		[ 81 ]	[ 81 ]	[ - ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳} 23歳	24歳} 27歳	28歳} 31歳	32歳} 35歳	36歳} 39歳	40歳} 43歳	44歳} 47歳	48歳} 51歳	52歳} 55歳	56歳} 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	8人	7人	9人	10人	8人	9人	6人	14人	5人	0人	78人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
78 人	79 人	0 人	0 %

実職員数については、出向、派遣職員を含む。

(参考) 吉富町集中改革プランにおける定員管理の数値目標数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年3月	平成22年3月31日	79

定員管理の数値目標は、条例定数目標値である。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	17年～18年	(参考) 数値目標
		計画始期	年目	年目	計	
一般行政	職員数				-	
	増減				(%)	
教育	職員数				-	
	増減				(%)	
消防	職員数				-	
	増減				(%)	
公営企業 等会計	職員数				-	
	増減				(%)	
計	職員数	78 (81)	79 (81)	78 (81)	-	79 (79)
	増減		1	1	0(0%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

4 職員数の下段( )内の数値は、条例定数数値である。

## 7. 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	136,001	6,762	28,166	20.7	20.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	4 人	千円 18,595	千円 1,745	千円 7,826	千円 28,166	千円 7,042

(参考) 町村類似団体  
一人当たり給与費

689万5千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし



職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉富町水道事業	50.1歳	387,400円	586,800円
団 体 平 均	45.3歳	375,666円	572,943円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉富町水道事業		吉富町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,956 千円		1,475 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

吉富町水道事業			吉富町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	-		1人当たり平均支給額	1,90万 3千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職事由にかかわらず、平成17年~平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	8%	0人	8%
北九州市	3%	0人	3%
筑紫野市・春日市・太宰府市	2%	0人	2%
前原市・福津市・糟屋郡のうち 宇美町及び粕屋町	2%	0人	2%

エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在) 制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	556 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	278 千円
支給実績(18年度決算)	183 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	92 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



カ その他の手当( 19年 4月 1日現在 )

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ( 18年度決算 )	支給職員 1人あたり平均支給年額 ( 18年度決算 )
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない者で扶養親族 1人まで 11,000円 子( 16歳年度初め～ 22歳年度末 ) 加算5,000円	同じ	/	千円	円
	620			206,667	
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員 月額 12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円 自宅居住職員 2,500円( 自宅の新築・購入から5年間に限る )	同じ	/	千円	円
	60			30,000	
通勤手当	通勤距離が片道 2 km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等利用者 6箇月定期券等の価格により一括支給 ただし、箇月 55,000円が支給限度 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額( 2,000円～ 24,500円 ) を毎月支給	同じ	/	千円	円
	0			0	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 6級課長 51,900円 5級課長 49,600円 参事 32,200円 課長補佐 27,700円	同じ	/	千円	円
	862			431,000	

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成 17年 4月 1日～平成 22年 4月 1日における定員管理の数値目標

平成 17年 4月 1日 職員数	平成 22年 4月 1日 職員数	純減数	純減率
4 人	4 人	0 人	0 %

(参考) 吉富町集中改革プランにおける定員管理の数値目標数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 19年 3月	平成 22年 3月 3日	4

職員定員管理の内数としての再掲である。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 6 (3) を参照



# 家庭で眠っている大事なお子様の 図書・ベビーベット・玩具等 がありませんか？

吉富町では平成20年10月開設予定の(仮称)吉富町子育て支援センターの諸準備をしています。大事な思い出のある品々とは思いますが、この施設に利用させて頂きませんかでしょうか。

尚、誠に勝手ながらこちらから出向き必要な品だけを引き取らせていただきますのでご了承下さい。多数のご連絡をお待ちしています。

## 【連絡先】

吉富町役場健康福祉課 ☎24-1123  
子育て支援センター準備係 ☎23-2178



## 2008年度手話通訳者 養成講座のお知らせ

### 目的

聴覚障害者の社会参加及び地位向上のため必要な手話通訳者の養成を目指す。

### 対象者

手話通訳に熱意を持ち、聴覚障害者の福祉向上に主体的に取り組める人。概ね、手話講習会(基礎課程)を終了した人で、福岡県手話通訳認定試験または、厚生労働大臣公認手話通訳士認定試験の受験を希望している人。

### 日程

5月1日から9月2日

10時から16時 ほぼ隔週の土曜日(全11回)

会場 豊前市総合福祉センター他

定員 20名(定員になり次第締め切ります)

受講料 無料

(但し、資料代実費として10,000円必要です)

第9回は一泊研修を実施しますので、宿泊費等の一部個人負担があります。

### 申し込み

京築手話通訳派遣センター(担当:豊福)

豊前市大字八屋 2015-1

TEL・FAX0979-82-1590

こんにちは

## あぐりです

ここが疲れていませんか。

社会になじめない・ストレスに悩まされている・行き場をもとめている・あなたへ。

あぐりには仲間がいます。家庭的であたたかな場所です。

出かけてきませんか。

開所日 月、火、木、金

開所時間 9:00~16:00

\*利用日数と時間は自由に決められます。

活動内容 軽作業

(作業は希望者のみ・工賃はあります)

職場体験実習有り

ソフトバレー・ソフトボール

エアロビクス

\*各大会にも参加しています。

バスハイク

(昨年はハウステンボスや夢吊大橋等に行きました)

カラオケ・食事会・ボーリング他

お気軽にお問い合わせください。

## 地域活動支援センターあぐり

〒828 0021 豊前市八屋 2278 2

TEL・FAX 0979 82 8713

# 平成 20年度戦没者追悼式のお知らせ

福岡県では、先の大戦における戦没者の方々に追悼の誠を捧げるとともに、平和を祈念するため、下記戦没者追悼式の参列者を募集いたします。

名 称	福岡県戦没者追悼式	全国戦没者追悼式	沖縄地域戦没者追悼式
主 催	福 岡 県	国（厚生労働省）	福 岡 県
日 程	平成 20年 8 月 15日	平成 20年 8 月 14日 ～ 8 月 15日 （ 2 日間）	平成 21年 1 月 29日 ～ 1 月 30日 （ 2 日間）
場 所	県立福岡武道館 於：福岡市中央区	日 本 武 道 館 於：東京都	沖縄県摩文仁ヶ丘 「福岡の慰霊の塔」前 於：沖縄県糸満市
募 集 遺 族 人	900名	97名	25名
参 加 資 格	先の大戦における福岡県出身の戦没者及び一般戦災死没者の配偶者、三親等以内の血族及び一親等の姻族の方	先の大戦における戦没者及び一般戦災死没者の配偶者、子、父母、兄弟姉妹で本県に6ヶ月以上居住している方 過去に参加したことのない方 全行程に十分耐えられる体力を有し、団体行動がとれる方	先の大戦における沖縄地域での福岡県出身戦没者の配偶者、子、父母、兄弟姉妹で本県に居住している方 過去に参加したことのない方 全行程に十分耐えられる体力を有し、団体行動がとれる方
参 加 費 等	無 料 (会場までの交通費は自己負担)  参列遺族者のうち希望者全員に献花を用意	旅費の一部補助あり 差額は本人負担	旅費の一部補助あり 差額は本人負担  参列遺族者のうち希望者全員に献花を用意
市町村から県への申込期限	6 月 30日	6 月 10日 ( 町村は管轄県保健福祉環境事務所経由 )	10月 20日 ( 町村は管轄県保健福祉環境事務所経由 )

問い合わせ先

吉富町健康福祉課福祉係  
又は福岡県保護・援護課

電話 0979- 24- 1123  
電話 092- 643- 3301

# まなびの杜 受講者募集

豊前築上地区に在住する60歳以上の方のための講座です。  
 もっと学びたい方のための「ふるさと講座」や、自分の知識を子どもたちに伝えるための「さわやか講座」を計画しています。  
 この機会にぜひ参加してみませんか？

## ふるさと講座 自分の趣味を広げ、知識を深めたい方のための講座です

- 郷土史を中心に学習し、現地研修もあります。
- 月曜日** 歴史コース 6月～〈10回〉 10:00～12:00 (受講料 / 3,000円)
- ストレッチ・気功教室と、男性も大歓迎のフラダンス。
- 月曜日** 健康コース 6月～〈10回〉 13:00～15:00 (受講料 / 2,000円)
- パソコンに初めて触れる方へ基本からお教えします。
- 水曜日** パソコン初級コース 9月～〈5回〉 10:00～15:00 昼(時間休憩) (受講料 / 3,000円)
- パソコンの応用編
- 水曜日** パソコン中級・上級コース 10月～〈5回〉 10:00～15:00 昼(時間休憩) (受講料 / 3,000円)
- 葉書に絵と思いを描いてみませんか。
- 水曜日** 絵手紙コース 9月～〈10回〉 13:00～15:00 (受講料 / 4,000円)

材料代、資料代等は別途かかります。  
 会場は豊前市中央公民館です。  
 パソコン初級、中級・上級コースはそれぞれ18名限定です。希望多数の場合は抽選いたします。

## さわやか講座 ボランティアをしたい方のための講座です

期間 / 6月～7月の水曜日  
 時間 / 10:00～15:00 昼(時間休憩)  
 場所 / 豊前市中央公民館・リサイクルセンター

受講料は無料  
 お気軽にどうぞ!!

- 第1回 6月4日 講演「ボランティアについて」 / 実技「布ぞうりづくり」
- 第2回 6月11日 研修「豊前市外二町清掃施設組合リサイクルセンター見学」  
 実技「紙すき体験」
- 第3回 6月18日 講義実習「美しい日本語の伝承～短歌を通じて」
- 第4回 6月25日 実習「美しい日本語の伝承～短歌を通じて(題材探し)」
- 第5回 7月2日 講義実習「美しい日本語の伝承～短歌を通じて」
- 第6回 7月9日 講義実習「美しい日本語の伝承～短歌を通じて」
- 第7回 7月16日 実技「ガラス細工・うちわ作り(リサイクルセンター)」
- 第8回 7月23日 講義実習「総仕上げ」

さわやか講座終了後子どもたちとの交流を予定しています。

申込方法 / 各市町教育委員会、及び豊前市中央公民館で申込書を記入して下さい。(電話での受付不可)

申込期間 / 5月16日(金)まで(定員に満たない場合は随時受付)

受講決定 / 受講生の決定は5月下旬頃、ハガキで本人に通知します。

**5月12日(月) 説明会** 講座の説明会を5月12日(月)に行います。ぜひ参加してください。  
 場所 / 豊前市役所 3F大会議室 時間 / 10:00～



# 吉富少年野球クラブが 5度目の優勝



## 中津軟連会長旗少年野球大会

第11回中津軟連会長旗少年野球大会（中津軟式野球連盟主催）が3月15、22及び29日の土曜日に、永添及び三沢の両球場を主会場に19チームが参加して開催され、吉富少年野球クラブが6年ぶり通算5度目の優勝を果たしました。

尚、大会は豊前、築上及び中津の少年野球チームが山国川を挟んで交流親睦を深める目的で、春は軟式野球連盟の中津支部が、秋は豊前支部がそれぞれ主催して開催されています。

試合結果は次の通りです。

- 【2回戦】  
吉富クラブ 5 0  
優クラブ
- 【3回戦】  
吉富クラブ 1 0  
大幡クラブ
- 【準決勝】  
吉富クラブ 2 0  
緑ポイズ
- 【決勝戦】  
吉富クラブ 5 0  
太陽クラブ

## 第15回全国シニア将棋名人戦 西日本大会福岡県予選にて優勝

2月24日、あさくら市原鶴温泉「延命館」で行われた福岡県シニア将棋名人戦で、若山征洋さん（高浜）が優勝し代表権を獲得。4月19日、20日神戸市「舞子ピラ」で行われた西日本大会に福岡県代表として出場しました。（参加者は福岡県下より、約50名）



若山征洋さん（高浜）

## 指導主事が任命されました。



指導主事の園田陽一氏

学校教育の専門的事項の指導に従事するための指導主事に、吉富町出身で現在豊前市在住の園田陽一氏が4月1日任命され、教育委員会教務課に勤務していただきます。教育相談等お気軽にご相談ください。

☎23・0507

## 第二十六回 吉富町五月展

「第二十六回吉富町五月展」を5月31日（土）、6月1日（日）の二日間にわたって開催いたします。

毎年恒例の、抹茶無料サービスのほかに、展示作品の分野も広がっています。皆様ぜひお立ち寄りください。

《開催期間》  
5月31日（土） 10時から17時

6月1日（日）  
9時30分から15時

《会場》 吉富町体育館  
《主催》 吉富町文化協会

吉富町文化協会

宝くじ文化公演

## 三遊亭好楽・楽太郎 二人会

文化の振興と宝くじの普及広報を行うことを目的として実施される『宝くじ文化公演』により、落語の二人会を開催します。

日 時 平成 20年 5月 31日(土)  
開場 13 30 開演 14 00

場 所 吉富フォーユー会館

入 場 料 2,000円(全席自由、消費税込)  
《宝くじの助成により、特別料金となっています。》  
未就学児のご同伴・ご入場はご遠慮ください。

只今、吉富フォーユー会館で入場券販売中です。  
お誘い合わせの上、ご来場ください!

問合せ先 吉富フォーユー会館 ☎ 23- 5006



## 慶 弔

【お誕生おめでとう】

山下 達也

日菜子ちゃん(広津上)

吉田 悟

悠輝ちゃん(高浜)

富永 泰彦

翔太ちゃん(小夫丸下)

是木 直樹

一真ちゃん(直江)

堀立 佳伸

珠有ちゃん(土屋)

大村 祐也

真琴ちゃん(広津下)

東 和伸

星那ちゃん(小夫丸上)

佐伯 貴

陽希ちゃん(幸子占)

高尾 俊宏

彩弥ちゃん(直江)

【ご冥福をお祈りします】

馬場ユリノ様 78歳(高浜)

## 香典返しお礼

【吉富町社会福祉協議会へ】

野依 秀美様 (和井田)

## 寄付お 礼

【吉富町社会福祉協議会へ】

吉富町園芸教室様(吉富町)

(4月10日受付け分まで)

## 人事院及び各府省では、国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を実施します。

【受 験 資 格】 昭和 43年 4月 2日 ~ 昭和 54年 4月 1日 生まれの者

【受 付 予 定 期 間】 平成 20年 6月 24日(火) ~ 7月 1日(火)

【 次 選 考 実 施 予 定 日 】 平成 20年 9月 7日(日)

受験案内等の請求方法

返信用封筒(角形 2号、140円分の切手貼付、あて先及び「再チャレンジ試験」明記)を同封した封筒に、「再チャレンジ試験」と朱書きし、下記問い合わせ先へ送付してください。

問い合わせ先 人事院九州事務局第二課試験係  
〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1  
Tel 092 431 7733 Fax 092 475 0565  
URL <http://www.jinji.go.jp/>

# お知らせ

司法書士による  
無料法律相談会  
のお知らせ

とき 平成20年5月17日(土)  
午前10時～午後3時

ところ 上毛町 大平支所

(築上郡上毛町大字東下1512)

主催 福岡県青年司法書士

協議会

共催 福岡県司法書士会

筑豊支部

相続や遺言、不動産登記・商業登記、多重債務、裁判等、身近な法律トラブルについて司法書士が会場で無料法律相談に応じます。秘密は固く守られます。どうぞお気軽にお越し下さい。

## 平成20年度調理師試験のご案内

試験の日時 平成20年8月3日(日曜日)  
午後1時から3時まで

試験会場 福岡経済大学  
(太宰府市五条3丁目11-25)

試験科目  
(1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学  
(4) 栄養学 (5) 食品学  
(6) 食品衛生学 (7) 調理理論

願書の受付期間  
平成20年6月2日(月曜日)から6月6日(金曜日)まで

願書の提出先  
住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所

問い合わせ先  
京築保健福祉環境事務所 健康対策課  
健康増進係(林田) TEL0930-23-2690

## パソコンに触れてみよう！ 生涯学習講座「パソコン教室」 の受講生を募集します

対象者 吉富町在住の20歳以上の方  
(以前受講した方についても申込みできますが、定員を越す場合は初めて受講する方を優先させていただきます。)  
ワープロ等の文字入力ができる方

講座 知って得する！パソコンの基本設定講座  
講座内容 画面設定や辞書登録、Word(ワード)・Excel(エクセル)のユーザー設定など、知っておくと役に立つパソコンの基本設定について講座を行います。

開催日時 5月22日(木)・23日(金)  
午後1時30分～午後3時30分  
(1日2時間の2日間)

申し込み受付期間  
5月7日(水)から5月16日(金)  
午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、土日祝日は除く)

場所 吉富フォーユー会館 3階 パソコン教室  
定員 20名  
(先着順とします。最小催行人数5名)

受講料 無料(ただし、テキスト代として200円必要となります。)

申し込み 吉富町教育委員会(吉富フォーユー会館内)  
吉富フォーユー会館窓口にてお申し込みください。都合で申し込みに来られない方は、電話受付をいたします。

問い合わせ 吉富町教育委員会 ☎ 22-1944

## 休日相談医案内

5・6	5・5	5・4	5・3	祝日	日曜日	月・日						
片山医院 築上町	末廣医院 中央町	小林立整形外科 赤熊	ふるかま整形外科 豊田町	渡辺整形外科 八屋	宮本整形外科 中央町	さがら小児科 沖代町	八屋第一診療所 八屋	歯科(9時～17時30分) 内科・小児科(8時～22時) 受付は21時30分まで	豊築休日急患センター ☎ 82-8820	豊前市 荒堀	矢鳴医院 八屋	
大堀脳神経クリニック 豊田町	末宗内科 久路土	豊前病院 築上町	古賀整形外科 殿町	南整形外科 新魚町	西内科 四郎丸	大川病 院 恒富	清田整形外科 恒富	久持クリニック 栄町	縄田内科 豊後町	梶原内科泌尿器科 四郎丸	宮内科 上宮永	矢鳴医院 八屋

## フォーユー会館催し物ご案内

日付	催し物	時間	入場料
5/11日	北隼人歌謡学院コンサート 《問い合わせ先》 オフィスセントラルK I T A ☎ 0979-23-2557	開場 / 13:00 開演 / 13:20	2,000円

# 豊前警察署からのお知らせ

## 車上ねらいにご注意！

駐車中の車の窓ガラスを割ったり、鍵穴を壊したりして、車内に置いたままにしているバックなどを盗む車上狙いが多発しています。

「短時間だから大丈夫、他にもたくさんの駐車車両があるから大丈夫」と、車内に荷物を置いたままにした方が被害に遭っています。



車上ねらいに遭わないようにするために、

車を離れるときは、短時間でも必ずドアロック！

車を離れるときは、車内にバック等の荷物を一切置かない！

ことに気をつけましょう。

## 悪質商法に気をつけて！

巧みな言葉で話を持ちかけられた個人投資家や高齢者、若者等が高額な手数料や商品購入代金などを騙し取られる事案が後を絶ちません。

万一被害に遭遇した場合、自分一人で悩むことなく、消費生活センター等の消費者保護機関や警察などに相談して早期に解決を図ることが被害を未然に防ぐ手立てです。

### 住宅リフォーム工事

独居老人家庭や高齢者宅を訪問し、湿気などは認められないのに、「床下の湿気が多いですね。いずれ柱が腐りますよ。」「湿気を取るいい商品がありますよ。」等と嘘を言って客を誤信させ、床下調湿剤等の商品売買等の契約を行い、高額な工事代金等を騙し取る商法。

### 点検商法

「点検に来ました。」等と言って家庭を訪問し、「水道水が濁っている。浄水器を付けないと健康に害がある。」「この布団にはダニが一杯いるのでアレルギーが心配である。」等と、不安がらせては浄水器や床下換気扇の設置契約を結び、又は新品で高額なふとんなどの商品を販売する商法。

## 最近の悪質商法の手口

### 語り商法

「消防署の方から来ました。」「水道局の方から来ました。」等と行政機関や有名な企業の職員を装って訪問し、「消火器は設置義務がある。」「このアパートは浄水器の設置が義務付けられている。」等と勧誘し、消火器や浄水器等を販売する商法。

### 靈感商法

高齢者宅を訪問し、「先祖の因縁のせいで、この家の男性は長生きできなくなっています。先祖の悪い因縁から家を守るためのお守りの印鑑を作っておきなさい。」等と不安を煽りながら勧誘して印鑑や表札を販売し、高額の代金を騙し取る商法。

## 悪質商法の被害に遭わないための5箇条

### 上手い話、儲け話にはご用心

「タダ」「無料」には裏があります。

「必ず儲かります」という甘い誘惑には、落とし穴が...

はっきり言おう「いいません」「必要ありません」

必要がなければ、はっきり、きっぱり断りましょう。

中途半端な言葉や態度がいちばん危険です。

説明内容は書面で確認し、契約書・領収書は必ず受領する

安易に契約書に印鑑を押したりサインせず、内容をよく吟味しましょう。

契約書などは、きちんと保管しておきましょう。

### 社会情報をキャッチし自衛意識を高める

日常から、新聞、テレビなどの報道内容をキャッチし、自衛意識を高めましょう。

おかしいと思ったら、早めに相談、確認を！

不審に思った場合やほんとうに必要なか、もう一度考えましょう。

自分で解決できなければ早めに近くの消費生活センター等の相談窓口や警察などにまず相談しましょう。

早め(法定期間内)であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

5月は、政府の推進する「消費者月間」になっております。消費者保護にかかる被害防止の広報になりますので、よろしくお願いたします。

担当 / 豊前警察署生活安全課防犯係 小畑政和 0979-82-0110(内線 262)

# 吉富文芸

## 短歌

石井真理子  
小京都とふ秋月の里は静まりて  
冬陽の中に水の煌めく

佐田 正子  
歌会の輪より出でて枯れがれ  
の睡蓮残る池の面をみつむ

花畑フサ子  
眠られぬ夜は戦中戦後を想ふ優  
しかりにし米兵と逢いしも

東 洋子  
三人娘を遠く嫁がせてが口ぐせ  
の母よ春の日白寿迎へぬ

向野 朝香  
元旦のトップ記事には汚職事件  
今年の運勢占はれぬ

渡辺多恵子  
中学の入試突破の少年に反対し  
ゐたる吾れもエールおくる

太田 延子  
古い二人バス待つ椅子に腰かけ  
て互いに春を喜びあひぬ

岡 紀子  
鑿の跡未だ残れる銀山の坑道行  
きつつ手を触れてみる(石見銀山)

太田 鶴子  
ふたたびは読むこともなきメモ  
ながらたゞひたむきにペンを走  
らす

大澤 忠義  
うら山の孟宗竹のあいまより朝  
やけみえて今陽は昇る

高原 猛  
有明の空に浮かびし月光を弥陀  
の光と慕い見上ぐる



高原トシエ  
対岸の土手に干したる青のりの  
香り流れく吹く汐風に

佐藤トヨ子  
ひとり居の雨の夕暮れ淋しさに  
生きるしがらみしみじみ思ふ

尾坐 新子  
二畝の白菜大根青々といきほひ  
づきぬ主逝きしが

梅林壽美子  
離れ住む曾孫の年齢 遠足の園  
児らにぎやかにわが門をゆく

馬渡 築川  
二人して梅の咲く道歩いたね見  
えぬ世界を恐れもせず

## 俳句

山本美津子  
おぼろ夜の秒針の音やわらかく

広田千代子  
ウインドのネクタイ売場春近し

中川ハナエ  
若草や夢ふくらませ発ちにつけり  
山口てる代  
雨に散り敷きし櫻の螺細めく

木村 幸  
水仙の香りなつかし袖の道

中石キ又エ  
春潮の起伏煌めく河面かな

小原 静子  
うぐいすが鳴いて目覚めの朝と  
なり

渡辺くみ女  
百穴の古墳あんぐりかぎろえる

矢頭ミキ子  
あすからは一年生という瞳

田中 収  
朧夜の孫三歳の寝息かな

奥家トシ子  
神の道仏の道の桜かな

猫田加代子  
灯ともして桜の中の異人館

大澤 忠義  
連翹の満開となり葉の芽萌ゆ



## 川柳



町民の総意が生きる吉富町  
鯉のぼり仲間がほしいと尾をた  
れる

有り難や妻から傘寿の祝い酒  
少年の無差別殺人やり場なし  
年よりも若く見られる赤を着る

(傘寿：八十歳) 後藤 典男  
同じ坂歩く決意の共白髪

天国も忙しいのか夢に出ぬ  
友情も恋も薄めが好みです  
生かされて今年も花の季節終え

何かあるともいい席ゆずられた  
馬渡 築川  
広辞苑の代わりに電子辞書と孫  
年金で悠々自適過去のこと

デジカメはどんな亀だと祖母が  
聞く  
甲子園去年球児で今年プロ

物忘れあなたお前と一輪草  
橋口 登

# 平成 20年度 総合健診・婦人がん検診の申込みについて

あいあいセンター

6月・7月に実施する総合健診と7月に実施する婦人がん(子宮がん・乳がん)検診の申込みを今月から受け付けます。

申込みを希望する方は、5月上旬に健診対象者(世帯毎)に郵送する希望調査票をあなたの地区の保健推進員に提出してください。推進員が5月10日～15日の間にお宅を訪問し回収します。ご自分であいあいセンターに持参するか、郵送しても結構です。

年に一度の健診の機会です。みなさん、積極的に受診しましょう！詳しくは、郵送した通知の案内をご覧ください。

## 健診料金・対象者

健診項目		料金	対象者	内容
総合健診	特定健診	500円	40～74歳の国保加入者	身体計測・血圧測定・血液検査・診察等
	基本健診	無料	40歳以上の生活保護世帯の方	身体計測・血圧測定・血液検査・診察等
	胃がん検診	400円	40歳以上	バリウムを飲んでレントゲンをとる
	肺がん検診	100円	40歳以上	胸部レントゲン 喀痰検査は別途 300円必要
	大腸がん検診	200円	40歳以上	便潜血反応検査(2日法)申し込んだ方には事前に容器を配布します。
	前立腺がん検診	200円	50歳以上の男性	腫瘍マーカー PSA血液検査
婦人がん検診	子宮がん検診	300円	20歳以上の女性 2年に1度 (昨年受診者は対象外です)	頸部細胞診
	乳がん検診	500円	40歳以上の女性 2年に1度 (昨年受診者は対象外です)	触診、レントゲン(マンモグラフィー)併用

特定健診以外は、減免措置があります。対象者の方は、案内通知をご覧ください。

## 健診日程

総合健診	6月26日(木)～29日(日) 7月28日(月)～31日(木)
婦人がん検診	7月3日(木)4日(金)、7月19日(土)20日(日)

受付時間・会場等詳しくは、案内通知をご覧ください。

## こころの健康相談のご案内

毎日の仕事や人間関係のストレスで、こころが疲れていませんか？ 家族の激しい物忘れで悩んでいませんか？ 京築保健福祉環境事務所では、月に1回専門医による「こころの健康相談」を開催しています。ひとりで悩まずに、ぜひご連絡ください。秘密は厳守いたします。

開催日： 偶数月 第2木曜日  
奇数月 第2月曜日

時間： 午後2時～

場所： 豊前市総合福祉センター

定員： 2名

予約制になりますので、開催日の5日前までに申し込んでください。京築保健福祉環境事務所では、思春期相談やアルコール家族教室も実施していますので、お気軽にご相談ください。

### 【お問合せ・申込み先】

京築保健福祉環境事務所 障害者福祉係 保健師  
10930-23-2966(直)

# Happy Birthday

歳のお誕生日おめでとう！

あいあいセンター便り

【問い合わせ先】吉富あいあいセンター ☎23-9900



あきと  
**松川 晃人**ちゃん ♂  
(H19年5月5日生 広津下)



はるや  
**吉本 遥哉**ちゃん ♂  
(H19年5月14日生 小犬丸下)



れおん  
**別府 玲音**ちゃん ♂  
(H19年5月17日生 喜連島下)

### 肩こり腰痛予防教室参加者募集！

毎日の仕事やストレスが原因で、肩こりや腰痛でお悩みの方はいませんか？  
生命の貯蓄体操は、気功の養生術を取り入れ、身体 of 自然治癒力を高める体操で、肩こりや腰痛、不眠等に効果的といわれています。  
今回、初心者向けの教室を開催しますので、ぜひお気軽にご参加ください。

日 時 / 5月12日(月)から1回コ-スでスタート  
毎週月曜日(10時~11時30分)

場 所 / 老人福祉センター  
講 師 / 生命の貯蓄体操普及会吉富支部 指導員  
定 員 / 20名(定員になり次第締め切ります)  
参加費用 / 無 料  
申込み先 / 吉富あいあいセンター ☎ 23-9900

### 離乳食教室のお知らせ

5月の赤ちゃん広場は、15日・29日の木曜日です。15日は、離乳食教室を開催します。旬の食材を使った離乳食の試食も予定しています。  
栄養士による栄養相談もありますので、是非赤ちゃんと一緒にご参加ください。

日 時 / 5月15日(木)  
午前10時30分~11時30分

場 所 / 吉富あいあいセンター プレイルーム  
参加料 / 無 料  
事前に電話予約をお願いします。

お問い合わせ・申込み先  
吉富あいあいセンター ☎ 23-9900

予防接種日程表

医療機関	三種混合	麻しん風しん混合(MR)	実施時間
唐原内科クリニック ☎ 22-0782	12月▶18火▶14水▶16金)	19月▶20火▶21水▶28金)	9:00~12:00 13:00~14:00 17:00~18:00
東病院 ☎ 22-2219	18火▶14水▶16金)	20火▶21水▶28金)	14:00~17:00
よしと整形外科リウマチ科クリニック ☎ 25-2225	12月▶18火▶15木▶16金)	19月▶20火▶22木▶28金)	14:00~18:00
中山内科医院 ☎ 23-5623	12月▶18火▶14水▶16金)	19月▶20火▶21水▶28金)	15:00~17:30
さやの小児科医院 ☎ 24-4152	12月▶14水▶15木▶16金▶17土)	19月▶21水▶22木▶28金▶24土)	14:00~15:00

予防接種についてのお問合せは、吉富あいあいセンターまで☎23-9900

今月の健康標語 **運動で 心も体も リフレッシュ** 吉富小学校 山本 将

## 5月 今月の健康案内

- |  |  |
|--|--|
| 12日 月 健康相談<br>10:00~12:00 あいあいセンター             | 27日 火 BCG接種(3~5か月児)<br>14:00~14:15 あいあいセンター        |
| 15日 木 赤ちゃん広場<br>10:00~12:00 あいあいセンター           | 28日 水 ポリオ生ワクチン投与<br>14:00~14:15 あいあいセンター           |
| 19日 月 健康相談<br>10:00~12:00 あいあいセンター             | 29日 木 赤ちゃん広場<br>10:00~12:00 あいあいセンター               |
| 21日 水 こころのりハビリ教室『ひだまり』<br>10:00~12:00 あいあいセンター | 29日 木 乳児健診(4~57~8か月児)<br>13:30~14:30 あいあいセンター      |
| 26日 月 健康相談<br>10:00~12:00 あいあいセンター             | 30日 金 歳6か月児健診(歳6か月児~歳8か月児)<br>13:30~14:30 あいあいセンター |